

かけはし21

第37号

発行所

一般社団法人
徳島県農業会議

徳島市北佐古一
番町5番12号
徳島県JA会館8F

主な内容	
一 徳島県農業会議が新たなスタート	二 徳島県農業会議の業務概要
三 徳島県農業会議の業務概要	四 徳島県農業会議の業務概要
五 徳島県農業会議の業務概要	六 徳島県農業会議の業務概要
七 徳島県農業会議の業務概要	八 徳島県農業会議の業務概要
九 徳島県農業会議の業務概要	十 徳島県農業会議の業務概要
十一 徳島県農業会議の業務概要	十二 徳島県農業会議の業務概要
十三 徳島県農業会議の業務概要	十四 徳島県農業会議の業務概要
十五 徳島県農業会議の業務概要	十六 徳島県農業会議の業務概要
十七 徳島県農業会議の業務概要	十八 徳島県農業会議の業務概要
十九 徳島県農業会議の業務概要	二十 徳島県農業会議の業務概要
二十一 徳島県農業会議の業務概要	二十二 徳島県農業会議の業務概要
二十三 徳島県農業会議の業務概要	二十四 徳島県農業会議の業務概要
二十五 徳島県農業会議の業務概要	二十六 徳島県農業会議の業務概要
二十七 徳島県農業会議の業務概要	二十八 徳島県農業会議の業務概要
二十九 徳島県農業会議の業務概要	三十 徳島県農業会議の業務概要
三十一 徳島県農業会議の業務概要	三十二 徳島県農業会議の業務概要
三十三 徳島県農業会議の業務概要	三十四 徳島県農業会議の業務概要
三十五 徳島県農業会議の業務概要	三十六 徳島県農業会議の業務概要
三十七 徳島県農業会議の業務概要	三十八 徳島県農業会議の業務概要
三十九 徳島県農業会議の業務概要	四十 徳島県農業会議の業務概要
四十一 徳島県農業会議の業務概要	四十二 徳島県農業会議の業務概要
四十三 徳島県農業会議の業務概要	四十四 徳島県農業会議の業務概要
四十五 徳島県農業会議の業務概要	四十六 徳島県農業会議の業務概要
四十七 徳島県農業会議の業務概要	四十八 徳島県農業会議の業務概要
四十九 徳島県農業会議の業務概要	五十 徳島県農業会議の業務概要
五十一 徳島県農業会議の業務概要	五十二 徳島県農業会議の業務概要
五十三 徳島県農業会議の業務概要	五十四 徳島県農業会議の業務概要
五十五 徳島県農業会議の業務概要	五十六 徳島県農業会議の業務概要
五十七 徳島県農業会議の業務概要	五十八 徳島県農業会議の業務概要
五十九 徳島県農業会議の業務概要	六十 徳島県農業会議の業務概要
六十一 徳島県農業会議の業務概要	六十二 徳島県農業会議の業務概要
六十三 徳島県農業会議の業務概要	六十四 徳島県農業会議の業務概要
六十五 徳島県農業会議の業務概要	六十六 徳島県農業会議の業務概要
六十七 徳島県農業会議の業務概要	六十八 徳島県農業会議の業務概要
六十九 徳島県農業会議の業務概要	七十 徳島県農業会議の業務概要
七十一 徳島県農業会議の業務概要	七十二 徳島県農業会議の業務概要
七十三 徳島県農業会議の業務概要	七十四 徳島県農業会議の業務概要
七十五 徳島県農業会議の業務概要	七十六 徳島県農業会議の業務概要
七十七 徳島県農業会議の業務概要	七十八 徳島県農業会議の業務概要
七十九 徳島県農業会議の業務概要	八十 徳島県農業会議の業務概要
八十一 徳島県農業会議の業務概要	八十二 徳島県農業会議の業務概要
八十三 徳島県農業会議の業務概要	八十四 徳島県農業会議の業務概要
八十五 徳島県農業会議の業務概要	八十六 徳島県農業会議の業務概要
八十七 徳島県農業会議の業務概要	八十八 徳島県農業会議の業務概要
八十九 徳島県農業会議の業務概要	九十 徳島県農業会議の業務概要
九十一 徳島県農業会議の業務概要	九十二 徳島県農業会議の業務概要
九十三 徳島県農業会議の業務概要	九十四 徳島県農業会議の業務概要
九十五 徳島県農業会議の業務概要	九十六 徳島県農業会議の業務概要
九十七 徳島県農業会議の業務概要	九十八 徳島県農業会議の業務概要
九十九 徳島県農業会議の業務概要	一百 徳島県農業会議の業務概要

一般社団法人徳島県農業会議（徳島県農業委員会ネットワーク機構）として新たなスタート



会長 寺井 正邇

◎農地に関する情報の収集、整理及び提供業務

徳島県農業会議は平成28年4月1日より一般社団法人徳島県農業会議として生まれ変わり、県知事の指定を受け徳島県農業委員会ネットワー機構として、新たなスタートを切りました。

一般社団法人化した農業会議は次のような業務を実施して参りますので、よろしくお願いいたします。

◎農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務

農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員並びに職員に対する講習及び研修会を開催します。

新規参入希望者又は新規参入者からの相談に依じるため、相談窓口を設置し、新規参入者又は新規参入予定者に関係農業委員会の紹介を行います。

◎法人化の支援その他農業経営の合理化支援業務

農業の担い手からの相談

農業の担い手からの相談

に依り、現場指導を行うための窓口を設置するとともに、次の業務を行います。

①複式農業簿記帳や青色申告の指導・普及に関する研修会の開催及び現地指導

②法人化推進のための研修会の開催及び現地指導

③農業者年金制度の理解促進及び普及推進のための研修会の開催

◎認定農業者等農業の担い手の組織化及び組織の運営支援業務

認定農業者や農業経営者の組織化を支援し、認定農業者組織や農業経営者組織について、事務局を担当する等の運営支援を行います。

◎農業一般に関する調査及び情報の提供業務

毎年、農地価格や農作業料金などの基礎的な調査を行い、必要に応じて農業者及び農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関に対し情報提供します。また、

農業一般に関する農業者等への情報提供活動を行います。

◎農地法等その他の法令の規定により機構が行うものとされた業務

行政機関からの意見の提出又は会議への出席を求められた場合に、常設審議委員会の決定を経て、意見の提出又は出席者の派遣を行います。特に、農地等の転用許可に係る農業委員会からの意見聴取については、行政機関の処分に影響を与えることを認識し、農業委員会及び県の担当部局と密接な連携を図り、適正かつ公正に処理します。

このように農業委員会とともに数多くの業務を実施することとなりますが、今まで以上に連携を密にし、風通しの良い関係を築いて参りたいと思っておりますので、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

あぜ道の声

改正農業委員会法が4月1日施行された。農業委員会組織は「農地利用最適化」の推進に向け新たなステージに踏み出した。農地利用の最適化には中間管理機構との連携が欠かせない。

徳島県農地中間管理機構によると、昨年度の機構を通じた転貸実績は初年度から倍増した。実績を上げていくところは農業委員が積極的に関与し、機構とタイアップして、地域における話し合い（人・農地・プラン）の中心的役割を担っていただいているそうである。

改正法施行時に任期途中の農業委員は、農地利用最適化推進の業務を行うこととなっている。機構は平成28年度はさらに倍を超える面積を目標に掲げて担い手への農地集積を進める。

改正農業委員会法の趣旨を踏まえ、人・農地問題の解決に向けて、農業委員会組織も結束して取り組んでいかねばならない。（S.I）

全国情報会議が開催

全国農業会議所主催による平成28年度全国情報会議が4月5日、椿山荘（東京都文京区）で開催され、本県からは、阿南市、徳島市農業委員会が出席した。

会議にさきがけて、第22回「農業委員会だより」全国コンクール入賞農業委員会と情報活動功労者、優秀農業委員会・団体・優秀農業委員会に対し表彰状が授与



全国情報会議で挨拶する全国農業会議所の二田会長

された。

阿南市と徳島市は普及率が農業委員数比5倍以上を達成し、優秀農業委員会として表彰され、県農業会議は全国農業新聞の連載企画記事の部で表彰状が授与された。

会議では、全国農業会議所の松本専務理事より、

(1)平成28年度情報事業計画について(2)農地利用の最適化を進める情報提供活動のあり方について提案があった。特に、農業委員会の最重要業務に位置づけられた「農地利用の最適化」を達成するためには、

情報提供活動の果たす役割が重要であるとし、農業委員・農地利用最適化推進員については早期皆購読を進めるよう呼びかけがあった。

記念講演では、「みんなで取り組むまちおこし・むらおこし」をテーマに鹿児島県鹿屋市串良町の柳谷自治公民館長の豊重哲朗氏からお話があった。

豊重氏は、「行政に頼らない住民自治」に取り組み、遊休農地で栽培したサツマイモの焼酎の販売などで自

主財源を確保し、福祉や教育に還元。空き家の活用で移住や交流を促進し、人口減と少子化に歯止めがかかったという。講演中は住民同

士の繋がりと協力で、地域の活性化に貢献できることを強く訴えかけ、豊重氏の熱弁に聴衆は熱心に耳を傾けた。(笹賀 圭)

平成28年度農業者年金加入推進の基本方針・重点取り組み

1. 加入推進の基本方針

本年度の加入推進の基本方針は、「加入者累計13万人に向けた後期2カ年強化運動」の新規加入目標に取り組み、その中で、20歳から39歳の年間新規加入の目標2,800人を達成することとする。

そのため、加入資格がありながら、あるいは、政策支援を受けられる可能性が知らなかったという農業者の解消に向けて、関係機関・団体が一丸となり、加入推進に取り組むこととする。

2. 加入推進の重点取り組み事項

加入推進の基本方針を踏まえ、市町村段階（農業委

員・JA）並びに県段階の業務委託機関、基金等関係機関・団体は、加入推進の重点事項として次の働きかけを行うこととする。

(1)保険料負担の軽減を図りつつ老後生活の安定を図るための政策支援加入の働きかけ

(2)若い農業者へ加入を勧める幅広い働きかけと、新規就農対策の対象となる新規就農者への働きかけ

(3)平均寿命の長い女性農業者が自ら加入し、老後に備えるための幅広い働きかけ

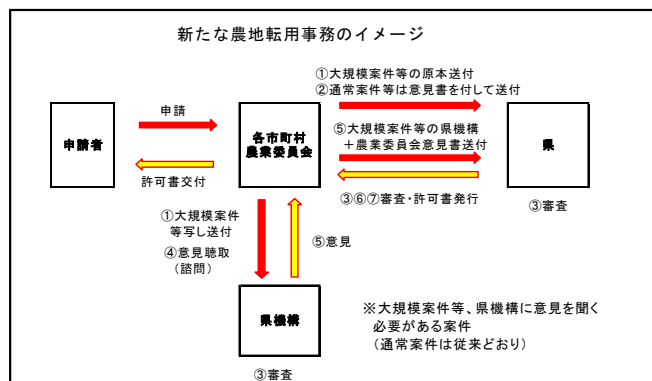
(4)公的年金が国民年金のみで上乗せ年金がない農業者の解消に向けた働きかけ

(笹賀 圭)

農地法改正に伴い農地転用の事務処理が変更されました

本年4月1日に施行された改正農地法により、農地転用に係る事務処理が変更されました。

これまでは、農業委員会が申請者から提出された農地転用の許可申請書について総会等で審議し、意見を付して知事に進達、知事はその各案件について農業会議の意見を聴き、その後許可することとなっていました。が、今後は農業委員会



が知事に許可申請書を進達する前に、あらかじめ、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴き、知事に進達することとなりました。

(但し、農地法の権限移譲を受けている市町村は今まどと同様の手順で行います。)

この農業委員会ネットワーク機構とは、「農業協同組合等の法律」に基づき、一般社団法人化した農業会議が知事の指定を受け、各都道府県に一つ設置されました。

本県では徳島県農業会議が一般社団法人徳島県農業会議に組織変更し、徳島県農業委員会ネットワーク機構として指定を受けています。

改正農地法では、農地転用面積が30アールを超える案件について農業委員会ネットワーク機構の意見を聴かなければならないと規定されていますが、「現場から距離を置いたところで判断する」という農地法許可制度の基本的考えに鑑み、農業委員会は都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取が義務化されていない30

アール以下の農地案件についても、その意見聴取を活用できることの周知を図ること」という参議院農林水産委員会の付帯決議を踏まえ、農地法の本文にも「農業委員会は必要に応じて農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くことができる」と規定しています。

本県の場合は、県農業基盤課の農地利用調整担当が会議等で各農業委員会の担当者等に農地転用の事務処理の変更点を周知し、30アール以下の転用案件について、「どのような場合に(一社)徳島県農業会議の意見聴取を求めるのか」について調査し、農業会議の担当者等と協議を重ねた結果、意見聴取する基準を以下のとおりと決定しました。

①農用地区域内農地、甲種農地及び第1種農地における500平方メートル以上の場合

②農用地区域内農地、甲種農地及び第1種農地における一時転用(営農型太陽光発電施設の設置等)の場合

この基準に基づき、本年4月1日以後に各農業委員会で受理した農地転用の許可申請書は、農業委員会ネットワーク機構である(一社)徳島県農業会議で審議されることとなりました。

(一社)徳島県農業会議では、農地転用の意見聴取のために開催している会議の名称を、これまでの「常任会議員会議」から「常設審議委員会」に改めるとともに、毎月18日を18日から13日に変更し、今までは農地転用の事務処理の迅速化を図ることとしています。

また、この他にも常設審議委員会の運営規程の制定や、農地転用現地調査実施要領の作成等、適正な農地行政を側面から支えるために様々な整備を行いました。

性の高い優良農地の確保の観点と地方分権の推進の観点の双方から、地域農業の振興と農村の発展に向けた取り組みを行い易くしました。

その指定基準は、以下の3点が基本となっています。

① 優良農地を確保する目標を定めること

② 農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること

③ 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること

なお、その他にも第5次地方分権一括法による農地転用許可制度の許可権者等が変更され、4ヘクタール超えの農地転用に係る事務・権限は国(農林水産大臣)との協議を付した上で、都道府県に移譲するとともに、2ヘクタール以下の農地転用にかかる国(農林水産大臣)との協議を廃止するなど、農地転用に関する事務は大きく変わってきています。

(事務局次長 田中 智)

「とくしま就農スタート 研修(サテライトカレッジ 推進事業)」受入経営体、 研修生の募集

◇募集期間…平成28年5月

1日～平成28年5月20日

◇募集人数…40名程度

◇研修期間…平成28年6月

1日～平成29年3月31日

問い合わせ・申請先は(一社)
徳島県農業会議まで

住所…〒770-0001

徳島市北佐古一番町5番12

号 徳島県JA会館8階

TEL: 088-678-5611

FAX: 088-678-5664

HP: <http://www.tokukaigi.or.jp/>

(一社)徳島県農業会議では、県内で新規就農希望者を研修生として雇用し、実践指導いただく農家又は農業法人(以下「受入経営体」という。)を募集します。
また、併せて受入経営体に雇用され、実践的な技術を習得しようとする研修生を募集します。

研修生は「県外から移住」又は「県内で在住」を問わ

ず、農業を志す方、徳島県で就農する強い意欲を持っていることが要件となります。

1. 受入経営体の要件

県内の農家又は農業法人で、次の全ての要件を満たす方

①新規就農者を育成する意思と能力を備えていること

②指導責任者(経営者本人も含む)配置すること

③就農研修期間中において、研修生を雇用し、賃金を支払うこと(*最低賃金以上)

④研修生の雇用にあたっては、期間の定めのある雇用契約を締結すること

⑤周年を通じて、月間140時間以上の労働時間を確保すること

⑥労働保険(労災保険、雇用保険)に加入させること

⑦実践研修の一環として、他の農家等での研修を組み入れる場合は、研修生が加入する傷害保険料を負担すること

⑧研修生は、親族(3親等以内)でないこと

⑨実践研修中の安全対策・事故防止に配慮すること

⑩研修開始後、徳島県農業会議が開催する本事業に関する研修会に、経営者(又は指導責任者)と研修生を参加させること

2. 研修生の要件

①徳島県で就農する強い意欲をお持ちの方

②55歳未満であること(研修開始時点)

③普通運転免許証を有する者(ミニアル車免許所有者を優先)

3. 助成内容

助成内容は雇用した研修生に対する研修経費(月額上限97千円)、指導者の技能向上のための研修費(年間上限36千円)を受入経営体に助成します。(安芸卓生)

「農の雇用事業」の募集が開始されました

「農の雇用事業」(平成28年度第2回募集)が募集開始されました。

募集期間は平成28年4月25日～平成28年5月31日までです。

問い合わせ・申請先は、

(一社)徳島県農業会議となっております。

「農の雇用事業」とは農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修に対して助成する事業です。

助成内容は新規就業者に対する研修費(月額上限97千円)、指導者の技能向上のための研修費(年間上限36千円)を併せて、年間上限120万円を最長2年間助成します。

【農業法人等の要件】

①おおむね年間を通じて農業を営む農業法人、農業者、農業サービス事業者等であること

②研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る「研修責任者」(原則として、研修開始日時点で農業経験が5年以上ある役員又は従業員)を置くこと

③研修生との間で、期間の定めのない雇用契約を締結すること。

④研修生を労働保険(雇用保険、労働者災害補償保険)に加入させること。

また、法人の場合は社会保険(健康保険、厚生年金)にも加入させること。

⑤1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上(研修生が障がい者の場合は20時間以上)であること

⑥従業員を常時10名以上雇用している事業体については、就業規則を整備し労働基準監督署へ届け出ていること

⑦本事業と期間が重複する他の公的助成を受けていないこと

【研修生の要件】

①本事業での研修終了後も継続して就農する意志があり、研修開始日時点で原則45歳未満である者

②研修開始時点で正社員としての就業期間が4ヶ月以上あること

③過去の農業経験が正社員採用日時点で5年以内であること

④農業法人等の代表の3親等以内でないこと(労働者が認められる場合を除く)

⑤過去に当該農業法人等の正社員ではなかったこと(安芸卓生)

日本政策金融公庫からのお知らせ

こんにちは。日本政策金融公庫（日本公庫）徳島支店です。
当公庫は、スーパー資金等の融資や各種情報提供、商談会の開催など、農業者の皆様の経営改善支援に努めています。

スーパー資金の実質無利子化措置について

認定農業者向け資金のスーパー資金については、人・農地プラン」の中心的経営体に対する支援として引き続き本年度も当初予算に基づく特例措置を設けたほか、平成27年度補正予算に基づく「TPP特別対策枠」も設けられ、利子助成による実質無利子化措置（融資後5年間）が行われています。

ただし、この実質無利子化措置はあくまで特例であり、これまでと同様に、予算上の枠が設けられています。

このため、昨年度と同様に年度途中で予算枠を使い切る可能性が十分にあります。

資金の利用をご希望の方は、お早めに公庫にご相談ください。

青年等就農資金の融資状況と体制整備状況

平成26年度から融資取扱いを開始した青年等就農資金は、昨年度は徳島県内で先に1億3千9百万円を融資し制度創設初年度と比べて大幅に増加しました。

本資金の円滑な融資取扱いにご協力いただきました県農林水産部、県業支援センター、市町村等の関係機関の皆さまには、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

青年等就農資金は、無利子・無担保・無保証の、新規就農者にとって有利な資金制度であり、設備投資だけでなく、就農後5年以内に必要な運転資金も融資可能です。

また、平成28年度から、技術習得など一定の要件を満たした場合に、融資限度額が1億円となる特認措置が設けられました。

詳しいことをご知りになりたい方は、公庫支店までお問い合わせください。

アグリフードEXPO東京 出展者募集中

8月18・19日の2日間、東京ビッグサイト（東京都江東区）で、当公庫主催のアグリフードEXPO

東京2016が開催されます。

これは、国産農畜産物及びその加工食品に限定した商談会としては国内最大級のもので、出展者は約五五〇、来場者は2日間約1万4千人にのぼるイベントです。

出展にあたっては、出展料（一小間10万円弱）と諸経費が必要となりますが、徳島県はその一部を助成する事業に必要な予算を平成28年度予算で措置し、販路の開拓を目指す農業者等を支援することとしています。

生産物の販路の拡大を考えておられる方等、本イベントへの出展にご興味のある方にはパンフレットを配布しますので、別記問い合わせ先にお気軽にお申し出ください。

なお、出展者募集の締め切りは5月末となっておりますが、募集小間数に達し次第終了することになりますので、ご希望の方はお早め！

（日本政策金融公庫）

お問い合わせはこちらまで

日本政策金融公庫

徳島支店農林水産事業

徳島市中洲町1-58

088(656)6880

営業時間 9時～17時

女性農業委員インタビュー



鳴門市農業委員・齊藤はつ子さん

「農家を継いだ長男に継いだことを後悔して欲しくありません。だから企業で働くサラリーマンと同じくらの給料、そして年金を将来もらえるようにするのが親の責任だと考えています」と語るのは、鳴門市農業委員の齊藤はつ子さん（66）。

齊藤さんは、夫と息子の3人で、牛を75頭飼育し酪農業を営む一方で、10畝の農地で水稲を栽培している専業農家だ。当時では珍しく父の代から女性後継者として経営を受け継ぎ、2畝だった農地を約5倍の経営面積にまで広げた。経営者としての手腕もさることながら、話し出したら止まらない地域の相談役のおばちゃんとしても有名である。

「地域の祭りやお祝い事の際には、私自慢のお赤飯を炊いて地域に配ってまわります。繋がりを持ち、気遣うことは農家にとっては重要なことです。農業委員の仕事についても地域との繋がりが大事ですからね」と笑顔で語る。そんな齊藤さんは、父が農業委員の時から農業者年金の普及推進を手伝っており、制度への理解も深い。経営移譲の際には早めの手続きを進め、受給のためのアドバイスも行っている。

「将来、後継者に少しでも余裕を持たせて、農業っていいなと思わせてあげたい。それは農家の後継者として選んだ親の責任だと思う。1万円を遊びに使うなら、辛抱してでも後継者のために年金をかけてほしい！」との思いを語った。

昨年度は農業後継者3名の加入を促し、積極的に普及推進に力を入れている。何十年後、進めてくれて良かったと齊藤さんに感謝する人も少なくないだろう。今回は阿波市の野口邦子さんにお話を伺います。（笹賀）

徳島県農業会議等の行事予定

会議等の行事予定		場 所	対 象 者
4 月			
13日	徳島県農業会議第1回常設審議委員会	徳島合同庁舎AB会議室	常任議員等
20日	新規就農・人材対策関係主任者会議	東京都「TKP新橋カンファレンスセンター」	新規就農希望者・人材育成主任者
27日	農政・担い手対策事業主任者会議	東京都「TKP新橋カンファレンスセンター」	農業会議農政、担い手関係主任者
27日	日本農業法人協会担当者会議	東京都「TKP新橋カンファレンスセンター」	農業法人協会担当者
28日	農地・組織対策事業主任者会議	東京都「TKP新橋カンファレンスセンター」	農業会議農地、組織対策主任者
5 月			
9日～10日	都道府県農業会議事務局長会議	東京都「蚕糸会館」	都道府県農業会議事務局長
13日	都道府県農業会議会長会議	東京都「主婦会館プラザエフ」	都道府県農業会議会長
13日	農業者年金推進対策協議会	徳島県JA会館3階小会議室	徳島県農業会議、JA中央会関係者
16日	徳島県農業会議第2回常設審議委員会	徳島県JA会館8階会議室	徳島県農業会議常設審議委員
16日	徳島県農業会議理事・監事会	徳島県JA会館8階会議室	徳島県農業会議理事、監事
18日	農業機械安全使用者養成講座(出前講義)	徳島県農業大学校	大型特殊免許取得講習者
19日	徳島県農業法人協会総会	阿波観光ホテル	農業法人協会会員等
24日	徳島県担い手育成総合支援協議会監事会	徳島県JA会館3階小会議室	担い手協議会幹事
25日	徳島県有機農産物認証協会理事会、総会	徳島県JA会館別館2階5号会議室	有機認証協会理事、会員
26日～27日	平成28年度全国農業委員会会長大会	東京都「文京シビックホール」	市町村農業委員会会長
30日～31日	新聞・出版事業西日本ブロック主任者会議	東京都「TKP新橋カンファレンスセンター」	農業会議新聞出版事業担当者
6 月			
4日	新・農業人フェアー	大阪マーチャンダイズマートビル	就農・就農希望者
13日	徳島県担い手育成総合支援協議会総会	徳島県JA会館8階会議室	担い手協議会構成員
13日	徳島県農業会議第3回常設審議委員会	徳島県JA会館8階会議室	徳島県農業会議常設審議委員会
13日	徳島県農業会議総会・理事・監事会	徳島県JA会館8階会議室	徳島県農業会議会員、理事、監事

人事異動(4月1日)

▽新任・事務局長(県出向)
井上眞一(徳島県南部総合
県民局産業交流部長)

▽昇任
主任・安芸卓生(主事)

▽新規採用
主事・永松知子、嘱託・藪内
和男、臨時職員・齋藤歩

徳島県農業会議のホームページをリニューアル

(一社)徳島県農業会議が
農業委員会ネットワーク機構
としての業務を開始したこと
に伴い、Webページを新しくし
ました。今後、内容の充実に
努めて参りますので、ご活用
下さい。

農業の従業員採用・育成マ
ニュアル

従業員は、農業の従業員
の採用や育成に関する実
務的なマニュアル書として
好評。内容は、①マイナ
バーの利用や安全管理に対
応し、②外国人技能実習生
の労務管理の留意点を充実
の記述も充実。④申告書、
変更届、関連資料等も最新
のも。正社員のほか、パ
ートタイマー、研修生、外
国
人
技
能
実
習
生
雇
用
に
関
する
すべての事項について網羅
広くご活用ください。

◇規格：A4判／408頁
◇定価：4,000円



新刊農業図書紹介

(一社)徳島県農業会議の住所移転

徳島県農業会議の住所は、徳島市かちどき橋1丁目の「徳島県林業センター4階」でしたが、耐震調査の結果、建物
が取り壊されることになり、徳島市北佐古一番町の「徳島県JA
会館8階」に移転しました。また4月1日からは一般社団法人
徳島県農業会議に組織変更し、農業委員会ネットワーク機構
として業務を開始しました。ご理解ご協力をお願いします。

(一社)徳島県農業会議へのお問い合わせ
TEL (088) 678-5611 FAX (088) 678-5664
URL <http://www.tokukaigi.or.jp>
MAIL home@tokukaigi.or.jp

あ
と
が
き

購読料 月額 700円
発行 毎週金曜
お申込みは農業委員会へ

全国農業新聞は、農業者の公
的利益代表機関である農業委員
会系統組織が発行する週刊の農
業専門紙です。農業委員と農業
者、農業者と地域住民・消費者、
農村と都市の絆を強めるための
「かけはし」として、普及・拡
大に努めましょう。

全国農業新聞の
普及拡大を